

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日  
2018年1月13日



## 野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド 為替ナビ

Eコース (為替ナビ 年2回決算型)

Fコース (為替ナビ 毎月分配型)

野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド 為替ナビ Eコース  
野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド 為替ナビ Fコース

追加型投信／内外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

### 野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

**0120-753104** 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

● 携帯サイト（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

### 三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Eコース	追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (適時ヘッジ)
Fコース					年12回 (毎月)			

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>)  
でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：昭和34年（1959年）12月1日
- 資本金：171億円（平成29年11月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：33兆0759億円（平成29年10月31日現在）

この目論見書により行なう野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド 為替ナビ Eコース/Fコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年12月27日に関東財務局長に提出しており、平成30年1月12日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とします。

<sup>\*</sup>「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド 為替ナビ」は、分配頻度の異なる「年2回決算型」と「毎月分配型」から構成されています。

- 以下の円建ての外国投資信託「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA」および国内投資信託「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド	投資対象
Eコース Fコース	(外国投資信託) PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY) (外国投資信託) PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (USD) (国内投資信託) 野村マネーポートフォリオ マザーファンド

- 通常の場合においては、「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA」への投資を中心とします<sup>\*</sup>が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

<sup>\*</sup>通常の場合においては、「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY)」および「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (USD)」への投資比率の合計は、概ね90%以上を目標とします。



## ファンドの目的・特色

- 米ドルの対円レートの水準を参照して、「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY)」および「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (USD)」への投資比率を決定し、実質的な外貨エクスポージャーを調整します。各クラスへの投資比率は、原則として定期的に見直すことを基本とします。
- 米ドルの対円レートの過去の変動範囲からみて、米ドルが対円で上昇している場合(円安局面)には、実質的な外貨エクスポージャーを低位とし、米ドルが対円で下落している場合(円高局面)には、実質的な外貨エクスポージャーを高位とすることを基本とします。
- ◆「PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY)」(「為替ヘッジあり型」といいます。)への目標とする投資比率(目標投資比率)は、以下の通りです。

■平成29年12月27日現在■

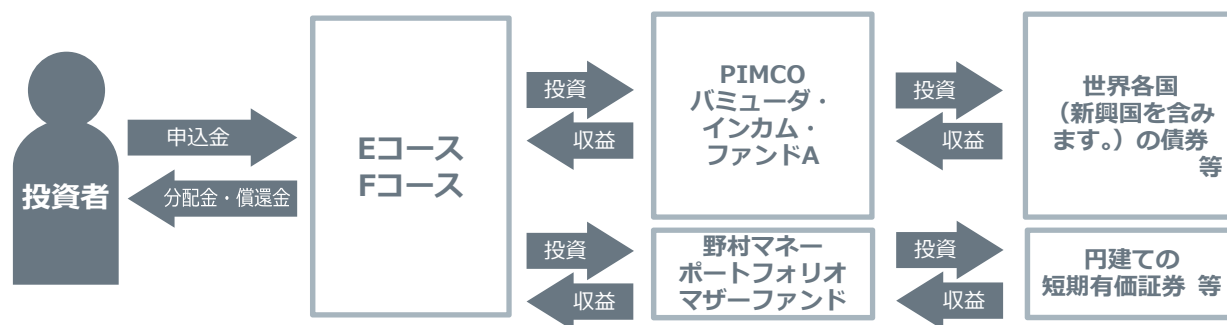
米ドル円レート	為替ヘッジあり型 目標投資比率
～75 円未満	0%
75 円以上～80 円未満	10%
80 円以上～85 円未満	20%
85 円以上～90 円未満	30%
90 円以上～95 円未満	40%
95 円以上～100 円未満	50%
100 円以上～105 円未満	60%
105 円以上～110 円未満	70%
110 円以上～115 円未満	80%
115 円以上～120 円未満	90%
120 円以上～	100%

※市況動向等に応じて、為替レートの水準と目標投資比率は変更する場合があります。



# ファンドの目的・特色

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



## 運用の権限の委託

運用にあたっては、ピムコジャパンリミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	外国投資信託受益証券の運用
委託先名称	ピムコジャパンリミテッド
委託先所在地	東京都 港区



# ファンドの目的・特色

## 投資対象とする外国投資信託の概要

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA-クラスN (JPY) /クラスN (USD)

(英領バミューダ諸島籍円建外国投資信託)

＜運用の基本方針＞	
実質的な主要投資対象	世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等
投資方針	<p>※PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAをファンドといいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドは、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）*受益証券への投資を通じて、世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等に実質的に投資を行ない、インカムゲインの最大化と長期的な値上がり益の獲得を目指します。</li> <li>・*マスターファンドといいます。</li> <li>・通常、総資産の65%以上を世界各国（新興国を含みます。）の債券等（国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債券、企業向け貸付債権（バンクローン）等）および派生商品等に実質的に投資します。</li> <li>・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として0～8年の範囲で調整します。</li> <li>・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、投資顧問会社が、原則として当該資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないます。ただし、総資産の10%以内の範囲で、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを、実質的に保有することができます。</li> <li>・クラスN (JPY) は、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。クラスN (USD) は、組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行なわず、米ドルへの投資効果を追求します。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイ・イールド債券等（ムーディーズ社、S&amp;P社、フィッチ社、もしくはその他の一般的に認められた格付機関により、投資適格未満の格付を付与された債券等（格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。)) への実質投資割合は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。</li> <li>・新興国の発行体が発行する銘柄への実質投資割合は総資産の20%以内とします。</li> <li>・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
収益分配方針	毎月、利子収入および売買益等から分配を行なう方針です。
償還条項	投資顧問会社による償還決議がなされた場合、受益者の利益に反する場合、また受益者による償還決議がなされた場合等には、ファンドを償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
投資顧問会社	
受託会社	メイプルズ・トラスティ・サービシズ（バミューダ）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
保管受託銀行	
名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エー
＜管理報酬等＞	
信託報酬	なし
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。



# ファンドの目的・特色

## 「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

## 分配の方針

### Eコース

原則、毎年4月および10月の16日<sup>\*</sup>（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は平成30年4月16日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



### Fコース

原則、毎月16日<sup>\*</sup>（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は平成30年3月16日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

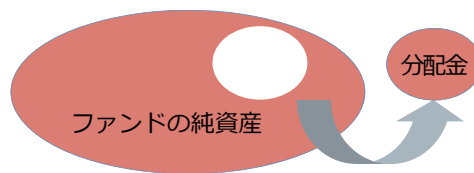
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## ◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

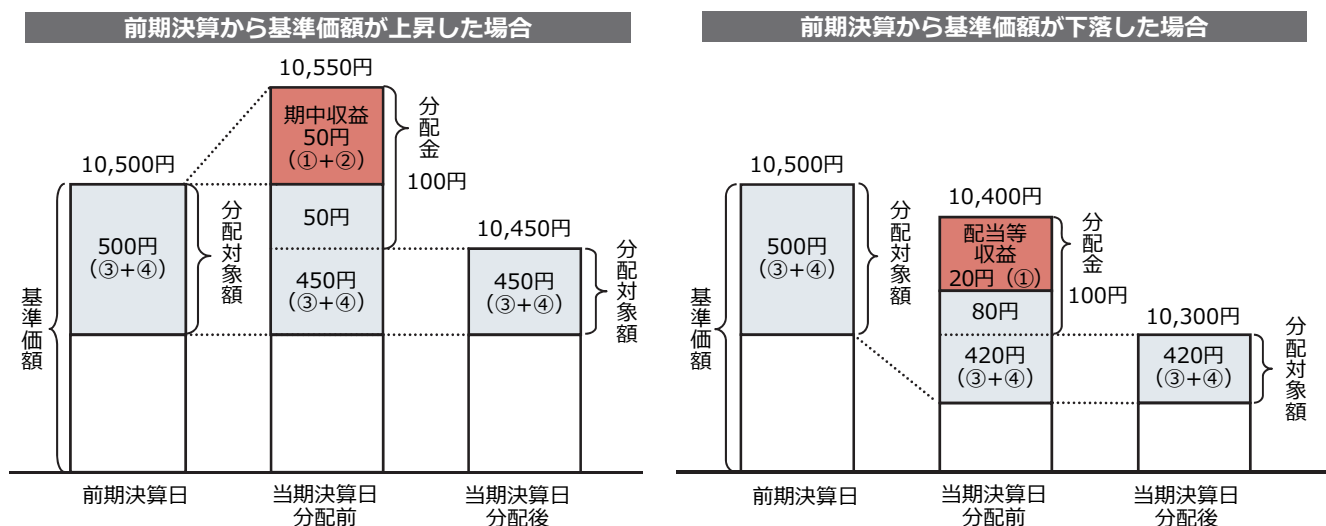


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

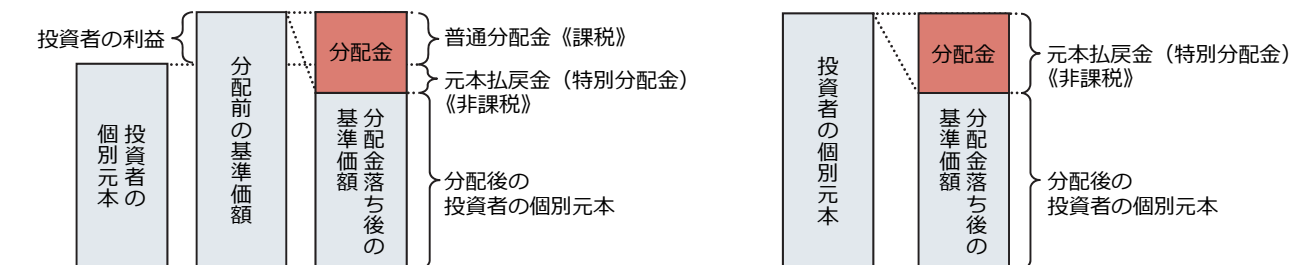
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。





# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様<sup>※</sup>に帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様<sup>※</sup>の投資元金は保証されているものではなく、基準価額<sup>※</sup>の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
バンクローンの価格変動リスク	バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドの実質的な投資対象にはバンクローンが含まれますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる格付の低いバンクローンについては、格付の高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。
為替変動リスク	ファンドは為替ヘッジを行なわない「クラスN (USD)」および、米ドル円で代替ヘッジを行なう「クラスN (JPY)」に投資を行ないます。原則として、目標投資比率に従って「クラスN (JPY)」への投資比率を決定しますが、為替変動や債券の時価変動の影響等により、実際の投資比率が目標投資比率と乖離する場合があります。 「クラスN (USD)」においては、組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行ないませんので、米ドルの対円で為替変動の影響を受けます。「クラスN (JPY)」においては、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引により、対円で為替ヘッジを行ないます。また、円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。



# 投資リスク

なお、総資産の10%を上限として実質的に保有する米ドル建て以外の通貨エクスポージャー部分については、対円での為替変動の影響を受けます。また、「クラスN (JPY)」への投資部分について、当該通貨に対する円高と米ドルに対する円安が同時に進行した場合等には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの主要投資対象である外国投資信託は、マスターファンドを通じて運用を行いません。そのため、マスターファンドを投資対象とする他のファンドおよびクラスに追加設定・買戻し（解約）等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マスターファンドにおいて売買等が生じた場合などには、外国投資信託の純資産価格に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。  
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- 外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF※（ノン・デリバブル・フォワード）を用いる場合があります。  
NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。



# 投資リスク

- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査  
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理  
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

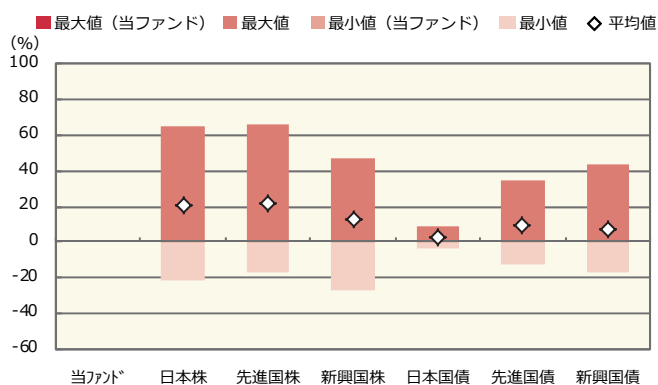
## ■ リスクの定量的比較 (2012年11月末～2017年10月末：月次)

### Eコース、Fコース

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値 (%)	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	—	20.0	21.4	12.3	2.4	9.4	6.9

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



# 投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈩東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
  - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、Citigroup Index LLC が開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLC が有しています。
  - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPMSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他）



## 運用実績 (2017年12月27日現在)

---

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

### ■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### ■ 分配の推移

該当事項はありません。

### ■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### ■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

購 入 単 位	1 万口以上 1 口単位（当初元本 1 口=1 円）または 1 万円以上 1 円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は 1 万口あたりで表示しています。）
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換 金 単 位	1 口単位または 1 円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して 6 営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	午後 3 時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成 30 年 1 月 13 日から平成 31 年 1 月 11 日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「Eコース」「Fコース」間のスイッチングのお取扱いはありません。 なお、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Aコース」、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Bコース」の換金代金をもって、「Eコース」へのスイッチング、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Cコース」、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Dコース」の換金代金をもって、「Fコース」へのスイッチングが可能です。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	平成 38 年 4 月 16 日まで（平成 30 年 1 月 12 日設定）
繰 上 償 還	主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、「Eコース」、「Fコース」の受益権口数が 30 億口を下回った場合、または「Eコース」、「Fコース」、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Aコース」、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Bコース」、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Cコース」、「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド Dコース」の受益権口数の合計が 50 億口を下回った場合等は、それぞれ「Eコース」、「Fコース」または全ファンドを償還する場合があります。
決 算 日	「Eコース」：原則、毎年 4 月および 10 月の 16 日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算日は平成 30 年 4 月 16 日。 「Fコース」：原則、毎月 16 日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算日は平成 30 年 3 月 16 日。
収 益 分 配	「Eコース」：年 2 回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能） 「Fコース」：年 12 回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）



## 手続・手数料等

信託金の限度額	各ファンドにつき、7000億円
公告	原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	4月、10月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 * 上記は平成29年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	購入価額に <b>3.24% (税抜3.0%) 以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。										
信託財産留保額	ありません										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.8144% (税抜年1.68%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.95%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.70%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.03%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年1.8144% (税抜年1.68%)	支払先の配分 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.95%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.70%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.03%
	信託報酬率		年1.8144% (税抜年1.68%)								
	支払先の配分 (税抜)	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 年0.95%								
販売会社		購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等 年0.70%									
受託会社		ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 年0.03%									
【運用の委託先の報酬】 運用の委託先であるピムコジャパンリミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年4月および10月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、信託財産に属する外国投資信託受益証券の時価総額の日々の平均値に、年0.60%の率を乗じて得た額とします。											
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 等										



## 手続・手数料等

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

\* 上記は平成29年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





## 追加的記載事項

---

- ファンドの名称について

「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド 為替ナビ Eコース」に「(為替ナビ 年2回決算型)」を、  
「野村PIMCO・世界インカム戦略ファンド 為替ナビ Fコース」に「(為替ナビ 毎月分配型)」を、  
付記する場合があります。

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

